

No	資料名	項目	意見・質問	説明・回答
1	募集要項	3_(2)_1_都市計画	—	建築制限により、地上は2階建てまで、地下は不可、鉄筋コンクリート造は不可となります。
2	募集要項	3_(2)_3)	—	地下埋設物は地下500mmまでは撤去済みです。
3	募集要項	7_(10)	—	本件土地南側に隣接する高架下土地（JR東日本株式会社所有）を仮設用地として有償で借用できる可能性があります。現段階では賃料・面積等は定まっていません。
4	募集要項	6_(1)_⑥	構成員を参加申込後に変更することは可能ですか。	原則として認められません。止むを得ない特段の事情がある場合には、その事情を鑑みて判断します。
5	様式集	様式05,06	委任状2種類はどう違うのですか。	様式05は構成員から代表企業に対する委任状、様式06は代表企業内での代表者から担当者への委任状です。
6	様式集	様式04	構成員が多く様式1枚に収まらず複数枚にわたる場合、袋とじや割り印などの必要はありますか。	袋とじや割り印などは必須ではなく、形態は任意とします。持参での提出時に内容を確認します。
7	様式集	任意様式	資格審査書類の任意様式で提出が求められている契約書には、契約先の名称等が記載されており、第三者に提供することが難しく、黒塗り部分が多くなります。	質疑書で提出してください。
8	募集要項	5_(4)_3)	質疑書による質問は全て公表されますか。	公平性・透明性を期すため、質問は質問者名を除いて公表します。ただし、質問者の特殊な技術・ノウハウ等に係る質問であって、その権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めたものは公表しません。質問内容が質問者の特殊な技術・ノウハウ等に係り、非公表を希望する場合は、その旨を質問に明記してください。
9	募集要項	3_(2)_1_都市計画	都市計画法第53条の緩和の範囲が今年6月から広がり、本事業の建築制限も緩和されるのではありませんか。	「東京における都市計画道路の整備方針」（第四次事業計画）の策定に伴って都市計画法第53条第1項の許可取扱基準を改正しましたが、その対象は都市計画道路であり、本事業地に係る都市計画は対象外となります。（質疑書の提出を求めましたが、上記により回答します）
10	募集要項	3_(2)_1_都市計画	屋上の利用は可能ですか。ペントハウスの設置は可能ですか。	階数の取扱いは建築基準法に準じます。法的な問題がない場合もJRの高架橋に近接しているためJRとの協議が必要となります。（質疑書の提出を求めましたが、上記により回答します）
11	募集要項	6_(2)_③	維持管理を行う法人について、衛生的環境の確保に関する法律の登録が参加申込時に間に合わない可能性がありますが、登録予定でも参加は可能ですか。	登録手続中等の証明資料が添付され、事業提案書提出までの登録が確実と市が判断した場合には、参加資格を認めます。